第1章　地域水道ビジョン策定の背景

1．水道事業を取り巻く社会情勢

水道事業を取り巻く環境は、国の政策や社会経済の動向等の影響もあり、大きな変化が現れている。国の政策では、地方分権や規制緩和の方向性から、市町村合併の促進、国と地方の役割分担あるいは公と民の役割分担のあり方などが論議され、それに伴う法制度等も整備されつつある状況である。

また、全国的に見て人口減少、少子高齢化の傾向にあり、北杜市においても、人口の減少、高齢化が顕著にみられ、今後もこの状況で推移するものと予想される。

このような状況のなか、水道事業に対しては、公共サービスのあり方が問われ、公営企業としての経営の効率化、水道サービスに対する多様かつ高度化する社会的ニーズへの対応、さらに経営の透明性や説明責任などが要求される状況である。

これらの社会的な動向に対して、水道事業としての更なる対応が求められている。

規制緩和の面からは、給水装置の構造および材質の基準、指定給水装置工事店、指定水質検査機関などについて制度の見直しがなされている。

また、平成11年6月には、21世紀における水道及び水道行政のあり方として、(1)成熟した市民社会への対応（需要者の視点）、(2)自由な経済活動を基調とする経済社会への対応（自己責任原則）、(3)健全な水環境への対応　が示されている。

そして、平成16年6月には、厚生労働省より『水道ビジョン』として、わが国の水道の現状と将来の見通しを踏まえた目指すべき方向性と施策が示されたところであり、さらに、平成20年7月に水道ビジョン改定版が出され、水道ビジョンの目標達成に向けての最大限の取組みと努力が求められている。

水道法関係では、平成12年に「水道施設に関する技術的基準」の省令制定（従来の設計指針による仕様基準から性能基準へ移行）、平成13年（平成14年施行）に管理体制の強化のための法改正（貯水槽水道の管理、広域化による管理、第三者への業務委託の制度化など）、平成15年(平成16年施行）に水質基準に関する省令の改定がなされている。

さらに、平成6年夏の大渇水、平成7年1月の阪神・淡路大地震は災害対策に大きな教訓を残したが、平成16年10月の新潟県中越地震は、あらためて危機管理の強化の必要性を認識させるものであった。

2. 北杜市の状況と地域水道ビジョン策定の必要性

北杜市は、山梨県の北西部に位置し、北は八ヶ岳連峰、南西は甲斐駒ケ岳から連なる南アルプス、東は茅ヶ岳、北東は瑞牆山などの日本を代表する美しい山岳景観に囲まれており、市の面積は山梨県下で最も広大な 602.89 平方キロメートルを有し、清らかで豊富な水資源、高原性の気候、日本で一番長い日照時間、歴史的な街並みや滞在型温泉地など豊かな資源に恵まれている。

平成16年11月、北巨摩郡の明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町および武川村の 7 町村が合併し北杜市が誕生、さらに平成18年 3 月に小淵沢町と合併し今日に至っている。

北杜市には、46箇所の簡易水道事業が存在し、内32箇所の簡易水道事業が統合整備事業（上水道5箇所、簡易水道2箇所の統合）を行ってきた。

統合整備には、数年を見込まなければならない状態であったが、統合が完了しても、なお 21 箇所の水道事業が存在することになっていた。

限られた人員での事業経営、水道料金の公平的統一、老朽化施設の更新等、北杜市水道事業としての課題は山積している。

以上のようなことから、(1)水道運営基盤の強化、(2)安心・快適な給水の確保、(3)災害対策等の充実、(4)環境・エネルギー対策の強化等を目標とした「北杜市水道事業長期計画」を平成18年度に策定、その中で上記の 4 つの目標を満足させ、水道事業経営の効率化を進めるためにも全簡易水道事業を統合整備して、新たに北杜市水道事業を創設した。

施設管理の面では、現在、水源として峡北地域広域水道用水供給事業からの受水のほか、自己水源として、地下水等（深井戸、湧水等）を94箇所（将来廃止を含む）で取水しており、配水池等は全市で120箇所もあり、各地域の上下水道センターでその一部を集中監視している現状であるが、今後、施設管理を一元化して効率的な事業運営を図るために、中央で集中管理を行う遠方監視集中システムの設置が必要となっている。

また、老朽施設の統廃合、老朽管の更新等の施設整備を検討することによって、効率的で安定した給水を確保できる水道事業の確立を図り、さらに安定した事業経営を目標とした北杜市水道事業のあり方を検討するため、道標となる地域水道ビジョンの策定が求められている。

このため、計画目標年度を平成31年度とする北杜市地域水道ビジョンを策定し、5年目の平成26年度に計画の見直しを行うこととしている。